

令和6年度の特別労働相談受付日における相談結果について

毎年 11 月を過重労働解消キャンペーン月間としており、その一環として 11 月 2 日（土）に実施した特別労働相談受付日における相談結果を公表します（※1）。

特別労働相談では、合計で 390 件の相談が寄せられました。これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っています。

【相談結果の概要】

相談件数	合計 390 件
■主な相談内容（※2）	
賃金不払（賃金不払残業除く）	40 件（10.3%）
賃金不払残業	32 件（8.2%）
休日・休暇	31 件（7.9%）
長時間労働・過重労働	30 件（7.7%）
パワハラ	45 件（11.5%）
■相談者の属性	
労働者	319 件（81.8%）
労働者の家族	26 件（6.7%）
その他（使用者、不明等）	45 件（11.5%）
■主な事業場の業種	
保健衛生業	54 件（13.8%）
商業	41 件（10.5%）
その他の事業（※3）	41 件（10.5%）

※1 特別労働相談受付日においては、「過重労働解消相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン・SNS（LINE）」で労働相談を受け付け、次のような対応をしました。

- ・相談者に労働基準法や関係法令の規定、解釈について説明
- ・違法性が疑われる事業場の情報について情報提供として受理
- ・相談内容に応じ、他の行政機関等を紹介

※2 1回で複数の内容にまたがる相談が寄せられた場合には、それぞれの内容ごとに1件として計上。

※3 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

また、過重労働相談受付集中期間（11月1日（金）から11月7日（木）まで（11月3日～4日を除く。））において、13,561件の相談が寄せられました。

【相談事例】

長時間労働

○建設業【労働者の家族】

- ・息子が9:00から23:30くらいまで働いている。土曜日も出勤している。
- ・フレックスタイム制を採用しているとのことだが、月の残業時間が100時間を超えており、息子は体調も悪そうにしている。

長時間労働、賃金不払残業

○その他の事業【労働者】

- ・最大月100時間を超える時間外労働がある。しかも、36協定の上限時間が70時間なので、これを超えても70時間分しか残業手当が支払われない。
- ・労働時間はP Cのログイン・ログアウトで記録されるが、後から労働時間が短くなるように管理職が勝手に修正している。

長時間労働、休日・休暇

○接客娯楽業【労働者】

- ・自分は契約社員で月の労働時間が200時間程度なのだが、正社員の店長は月300時間から350時間働いている。
- ・年次有給休暇を取得できていないのに、取得したことにされる。

長時間労働、賃金不払残業、休日・休暇、賃金不払

○運輸交通業【労働者】

- ・トラックの運転手をしているのだが、労働時間が長く、1日20時間働く日もある。
- ・勝手に公休日に年次有給休暇をあてられる。自分が年次有給休暇を何日取得できるのか知らされていない。
- ・休日出勤をしても、割増賃金が支払われない。
- ・賃金から親睦会費が控除されているが、毎月金額が異なっており、基本給の額も毎月異なっている。労働条件通知書などはもらっていない。

賃金不払残業

○保健衛生業【労働者】

- ・明確に師長や主任から残業命令がある場合は割増賃金が支払われるが、業務が忙しくて残務処理をするために残る場合は、残業申請を認めてもらえない。
- ・「あなたの能力のせい」として残業が認められないのは納得できない。